

日本食品洗浄剤衛生協会非会員（一般企業）様 向け Q&A

Q1. この「保護メガネ着用」安全図記号は、協会会員以外でも使用できますか？

A. はい。

本図記号および改訂「各種業務用洗浄剤の表示に関するガイドライン（以下ガイドライン）」の主旨にご賛同いただける場合には、食洗協非会員の企業様であってもご活用いただけます。

Q2. 使用にあたって、協会への申請や届け出は必要ですか？

A. はい、使用したい旨の申請を行ってください。

申請方法は、当協会ホームページの「お問い合わせ」フォームから申請してください。

「お問い合わせ内容」に、『保護メガネ安全図記号の使用希望』と明記の上、①使用目的、②使用用途、③使用範囲と必須項目に記入の上、申請してください。

申請内容を確認後、当協会事務局より連絡いたします。

（申請理由の記入例）①使用目的：保護メガネ着用の推進

②使用用途：当社製品(洗浄剤以外)への表示

③使用範囲：製品ラベル、および製品カタログ

Q3. 安全図記号は、法令で義務付けられている表示ですか？

A. いいえ。

本図記号は、業務用洗浄剤の安全使用を促進するための自主的な取り組みとして導入するものです。法令による義務表示ではありません。

Q4. どのような製品に表示するのが適切ですか？

A. 使用時に洗浄剤等が飛散し、目に影響を及ぼすおそれがある製品や、保護メガネ着用を注意書きで求めている製品への表示が適切です。

なお、安全図記号の表示は、対象製品の製造者および／または販売者が責任をもって行ってください。

Q5. 各社独自の安全図記号を使っても問題ありませんか？

A. 問題ありません。ただし、当協会発行のガイドラインに示す安全図記号と併用する場合、類似した安全図記号の使用は避け、使用者が誤解や混同を招くことがないように注意してください。また、ガイドラインの内容を理解の上、使用ルールやデザインを遵守してください。

Q6. 安全図記号を表示することで、どのような効果が期待できますか？

A. 文章だけでは伝わりにくい注意事項を、視覚的に直感的に伝えることができ、使用者の理解向上や事故防止につながる効果が期待されます。

Q7. 安全図記号を表示したにも拘らず、事故が生じた場合の責任の所在は？

A. 本安全図記号の商標権は当協会が保有するが、本安全図記号の誤使用、あるいは本安全図記号を表示した製品のいかなる使用に関連する事故にも責任は負いません。

以上